

鶴見駅西口エリアで「道路協力団体」を公募します

横浜市では、道路の維持管理を担っている民間団体等との連携により、道路管理の一層の充実を図るため、鶴見駅西口エリアにおいて道路協力団体を募集します。

1 道路協力団体制度とは

道路協力団体制度は、平成28年4月の道路法改正により創設されました。

- (1) 道路における身近な課題の解消や、道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- (2) 道路協力団体としての活動を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、審査のうえ、道路協力団体に指定します。
- (3) 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図るものです。
- (4) 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路管理に還元していただきます。

2 募集期間

- ・ 事前相談期間：令和6年1月29日（月）～令和6年2月9日（金）
- ・ 申請受付期間：令和6年2月13日（火）～令和6年2月22日（木）

3 募集対象区間

- ・ 東寺尾第89号線 豊岡町247-1から鶴見駅西口交差点まで
- ・ 下末吉第348号線 鶴見駅西口交差点から鶴見駅西口バスターミナル交差点まで
ほか2路線（下図参照）

※詳しくは横浜市ホームページをご覧ください。

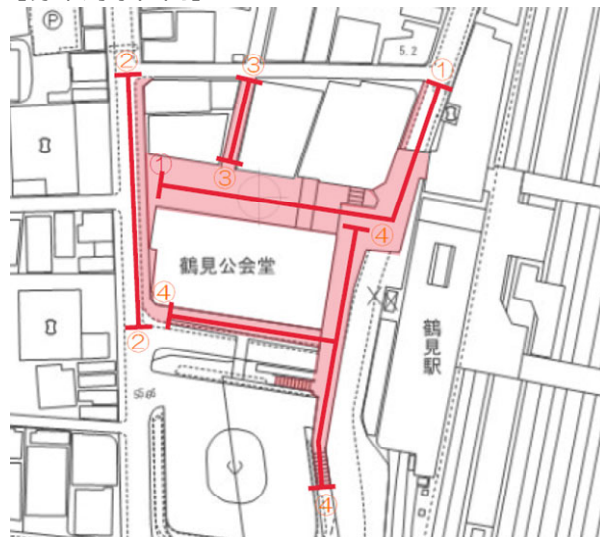
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/kanri/dourokyouryokudantai.html



4 道路協力団体の業務内容

- (1) 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと
- (2) 通行者や利用者の利便の増進に資する工作物、物件の設置又は管理を行うこと（例：案内板、街灯など）
- (3) 道路管理の情報又は資料の収集、提供
- (4) 道路管理の調査研究
- (5) 道路管理の知識の普及及び啓発 等

【募集対象区間】



お問合せ先

道路局 管理課長 南 正也 Tel 045-671-2753